

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第23号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して定める非常勤職員） 第17条の2 育児休業条例第19条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u> （部分休業の承認の請求手続） 第19条 部分休業（<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。</u>）の承認の請求は、<u>部分休業承認請求書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。）</u>により行うものとする。 2 〔略〕	（勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員） 第17条の2 育児休業条例第19条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>第2条の2に定める非常勤職員とする。</u> （部分休業の承認の請求等の手続） 第19条 <u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認の請求、同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定に基づく変更は、育児時間簿又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。）により行うものとする。</u> 2 〔略〕 3 <u>任命権者は、育児休業法第19条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定に基づく変更をしなければ育児休業条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該変更をしようとする職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。